## デジタル導入モデル創出助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長(以下「理事長」という。)は、県内企業の生産性や付加価値の向上を図るために、AI・IoT 関連システムなどのデジタル化を推進する製品・サービスを導入し、データ収集・分析・活用等を通じて県内企業の付加価値向上が期待できるモデル的な取組を支援するほか、IT 企業と連携した県内同業他社等への横展開を見据えた上述の製品・サービスの実証開発の取組に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱(平成15年4月1日制定。以下「機構要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (助成対象事業)

第2条 この助成金の対象とする事業(以下「助成事業」という。)は、AI・IoT 関連システムなどのデジタル化を推進する製品・サービスを導入し、データ収集・分析・活用等を通じて県内企業の付加価値向上が期待できるモデル的な事業のほか、販売者による県内同業他社等への横展開を見据えた上述の製品・サービスの実証開発を行う事業とする。

#### (定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)「導入企業」とは、製品・サービスを導入する企業をいう。
- (2)「IT 企業」とは、製品・サービスを開発、提供する企業をいう。
- (3)「販売者」とは、開発製品・サービスを他社へ販売する、導入企業又は IT 企業をいう。
- (4)「県内中小企業者」とは、県内に本社又は事業所、工場を設置している中小企業者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当する者をいう。

ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル及び県内を本社所在地とする大企業は除く。イ及びウも同じ。)の所有に属している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業(中小企業基本法に規 定する中小企業者以外の者)の所有に属している中小企業者
- ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- (5)「モデル的」とは、新潟県内での取組が少なく、事例として他の中小企業者への波及効果が期待できることをいう。なお、新潟県内で実施する取組を対象とする。
- (6)「特定ベンチャーキャピタル」とは、中小企業投資育成会社法(昭和38年6月10日法律第101号)に規定する中小企業投資育成会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年6月3日法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合をいう。

#### (交付基準)

- 第4条 この助成金は、次の各号に定める基準により交付するものとする。
- (1) 交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1に掲げるもののうち、 理事長が必要かつ適当と認める経費とする。
- (2)公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。)が交付する助成率等は、別表 2のとおりとする。
- 2 この助成金の交付額は、前項に定める助成対象経費の額の範囲内で、理事長が定める額とす

る。

- 3 国、県、市町村及び団体の他の助成金との併用はできないものとする。
- 4 助成対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)については、次の各号に該当する者を 除く。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の 責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の 責任を有する者をいう。)が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的 に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極 的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## (交付の条件)

- 第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- (1)経費の配分を変更(第11条に定める軽微な変更を除く。)する場合には、理事長の承認を 受けること。
- (2) 事業の内容を変更する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、助成金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときはその返還をさせること。
- (6) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 取得財産等を機構要綱第 19 条の機構の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を機構に納付させることがあること。
- (8) 取得財産等は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類については、導入経費に係る書類は導入企業、横展開経費に係る書類は販売者が、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 導入事業者は、事業終了後3年間、導入設備・システム等の導入効果や付加価値増加額、 決算状況等を9月末日、3月末日までに報告すること。また、本事業に関係する当機構の調 査に協力すること。
- (11) 販売者は、事業終了後3年間、開発したシステムの販売・導入状況、決算状況等を9月末

日、3月末日までに報告すること。また、本事業に関係する当機構の調査に協力すること。

## (交付申請書)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による助成金交付申請書を理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。

# (交付の決定)

- 第7条 理事長は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査 及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに 交付の決定を行うものとする。
- 2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

## (事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 機構要綱第7条の規定による期日は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15日を経過した日とする。

## (変更の承認申請)

第 10 条 第 5 条第 1 号又は第 2 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記 第 2 号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

## (軽微な変更の範囲)

第 11 条 第 5 条第 1 号に規定する軽微な変更は、別表 1 に掲げる助成対象経費の経費区分欄に 掲げる各相互間のいずれか低い額の 20 パーセント以内の配分変更とする。

#### (事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 第5条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記 第3号様式による中止(廃止)承認申請書を理事長に提出しなければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 第5条第4号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式 による遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

## (実施状況報告)

第 14 条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第 5 号様式による遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(第12条の規定による助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して20日以内又は当該助成金の交付を申請する日が属する会計年度の2月20日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ理 事長の承認を受けなければならない。

#### (助成金の額の確定等)

第 16 条 理事長は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が助成金の交付の決定の内容(第 10 条 の規定による承認をしたときには、その承認をした内容)及びこれに付された条件に適合する と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

## (助成金の支払)

- 第 17 条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、遅滞なく助成事業者に助成金を支払うものとする。
- 2 助成金の支払を受けようとする者は、別記第7号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

#### (立入検査等)

- 第 18 条 理事長は、助成事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、助成事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。
- 2 本事業終了後、会計検査員等が実地検査に入ることがある。この検査により助成金の返還命 令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

### (是正のための措置)

第 19 条 理事長は、助成事業の完了又は中止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命ずることができる。

# (取得財産の処分の制限)

- 第20条 機構要綱第19条第4号及び第5号に規定する財産は、この助成金により取得し、 又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円(税抜)以 上のものとする。
- 2 機構要綱第19条ただし書に規定する期間は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月通商産業省告示第360号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
- 3 規則第19条の規定による機構の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第8 号様式による助成事業財産処分承認申請書を理事長に提出しなければならない。

#### (導入効果等の報告)

第21条 第5条第10号の規定による導入効果等の報告は、別記第9号様式のとおりとし、助成事業の完了年度から3年間、毎年度の9月30日及び3月31日までに理事長に提出しなければならない。

## (成果の発表)

第 22 条 機構は、助成事業者に対し、必要に応じて成果等の発表やポータルサイトへの事例掲

載等の協力を求めることができる。

# (その他必要な事項)

第 23 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、機構が 別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 助成対象経費

経費区分	内 容	一般枠	横展開枠
ソフトウェア導入費	専ら本事業のために導入企業で使用される ソフトウェアの購入、利用、開発に要する 経費	•	•
ハードウェア導入費	専ら本事業のために導入企業で使用される、機械装置(機械、装置、部品(センサー等))、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機等)の購入、製作、改良、据付、運搬に要する経費	•	•
横展開経費	販売者による県内同業他社等への横展開を 見据えた製品・サービスの開発に必要な、 事業に従事する者の直接作業時間に対して 支払われる人件費(給与その他手当)、原材 料費、外注費、役務費、使用料及び賃借料、 機械装置・工具・器具の購入、製作等関連経 費、資料購入費、調査分析費等		•
専門家経費	本事業の実施に当たり、外部(専門家等)から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費	•	•
その他経費	本事業の実施に必要な経費のうち、本事業 のために使用されることが特定・確認でき るものであって、他のいずれの区分にも属 さないもの	•	•

# 【助成対象外経費】

- 消費税、振込手数料
- ・汎用性があり、目的外使用となり得るもの(事務処理用の PC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、インターネット回線料金、PaaS 及び IaaS の利用料金等)
- ・従量課金方式のサービス利用料金
- ・その他本事業と関係ない経費

# 別表 2 助成率等

区分	助成率	助成上限額
一般枠	2分の1以内	1件当たり2,500千円
横展開枠	2分の1以内	1件当たり5,000千円